

令和3年8月26日

保護者の皆様

秦野市教育委員会
秦野市立東小学校長

緊急事態宣言期間中の教育活動等について

日ごろから本市の教育活動及びコロナ禍での学校運営に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、「新型コロナウイルス感染症」につきましては、デルタ株への置き換わりが進む中、全国の新規感染者数が急速に増加しています。

つきましては、こうした状況を踏まえて学校長と教育委員会が協議した結果、緊急事態宣言期間中は、感染リスクの低減や人流の低下に努めながら学習機会を保障するため、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

なお、それぞれの対応の詳細は、学校から改めてお知らせしますが、今後の感染状況によっては、分散登校や終日オンラインを活用した在宅学習等も検討中ですので、御家庭におかれましても、引き続き感染症対策に御協力くださるようお願いいたします。

1 短縮日課の実施

2学期始業日の8月30日（月）から9月10日（金）まで、市内全ての小・中学校で短縮日課を実施します。

集団活動の時間を短縮し、感染リスクを低減するため、在宅学習への御協力をお願いします。また、児童ホームを利用されている御家庭も、緊急事態宣言の期間中は、自宅での在宅学習に御協力いただけるよう重ねてお願いします。

なお、今後の感染拡大状況等に応じて対応方法を見直し、実施期間を延長する場合があります。

(1) 小学校

ア 授業時間を5分短縮し、1単位40分の短縮授業を行います。

イ 8月30日及び31日は、午前中の授業が終了してから下校とします。

ウ 9月1日から、午前中の授業と黙食励行の給食終了後に下校とします。

エ 下校後については在宅学習と位置づけ、学校から大まかな学習時間の指示とともに、課題学習やタブレットを活用した自宅学習等の提示があります。

オ 公私を問わず児童ホームを利用している御家庭で在宅学習が困難な児童は、短縮日課前の下校予定時刻まで校内で課題学習等を行ってから、児童ホームを利用させていただきます。

(2) 中学校

ア 授業時間を5分短縮し、1単位45分の短縮授業を行います。

イ 期間中は、午前中の授業終了後に昼食を摂らずに下校とします。

ウ 短縮授業の期間中は、部活動を休止し、その他の行事や活動も原則として休止又は延期とします。

エ 下校後については在宅学習と位置づけ、学校から大まかな学習時間の指示とともに、課題学習やタブレットを活用した自宅学習等の提示があります。

2 学校行事の延期

緊急事態宣言期間中の学校行事は、原則として延期します。

3 感染症対策の徹底

国立感染症研究所によると、デルタ株（変異株）も従来株と同様に、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所及び間近で会話する密接場面を避けること、いわゆる「3密の回避」のほか、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的対策が有効であるとされています。

引き続き国の基本的対処方針や各種のガイドライン等に基づく対策を行いますので、御家庭におかれましても、次の点に御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 児童・生徒及び同居の家族等が陽性者や濃厚接触者となった場合

保健所や医療機関の指示に従って療養又は健康観察等を行い、症状が改善し、又は無症状であっても外出などしないでください。

また、保健所や医療機関等から連絡があった際は、その都度、学校にもお知らせください。

(2) 児童・生徒及び同居の家族等に風邪などの症状が見られる場合

児童・生徒の毎日の健康管理を継続し、普段と体調が少しでも異なる場合（発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状がある場合など）は、自宅で休養してください。

また、同居の家族に症状が見られる場合、児童・生徒本人の体調に変わりがなくても登校を控えてください。

(3) 登校時や登校後、児童・生徒に風邪などの症状が見られた場合

児童・生徒が安全に帰宅できるよう対応しますので、必要に応じてお迎え等をお願いします。

(4) 医療機関の受診

児童・生徒に風邪等の症状が見られる場合は、かかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談し、指示に従って医療機関を受診してください。

(5) 児童・生徒の出欠席の取扱い

児童・生徒が次の理由で登校しない場合は、「欠席」とはなりません。

ア 児童・生徒が感染者や濃厚接触者となって登校できない場合

イ 児童・生徒は感染者や濃厚接触者ではないが、自身や家族の体調不良など感染が不安で登校を控える場合

※ いずれの場合も学校長が判断しますが、教育委員会でも独自の在宅学習支援プログラムを実施予定ですので、学校に御相談ください。

○お問い合わせ

秦野市立東小学校（電話 8 1 - 1 6 2 0）